

保健所の再編について

1.健康危機管理体制の強化にあたっての基本的な考え方

検討に至る経緯

(1) 保健所体制に係る新型コロナウイルス感染症対応の振り返り（○：主な成果、▲：主な課題）

- ：感染動向や国の方針等を踏まえた**業務の重点化等の実施**
- ：**委託化やICTの活用等**による効果的、効率的な業務実施
- ：**増員、応援職員・外部人材の活用**による体制の強化
- ▲：**平時から有事へのスムーズな移行**（人員・組織体制）
- ▲：**区を超えた健康危機事案への対応**（情報集約、区間調整）
- ▲：感染動向等を踏まえた**全市的な対応方針の変更等に係る機動的な対応**

(2) 新興感染症への備え

- 区を超える広域的な健康危機事案に対して、**情報の一元的な収集、分析、判断が可能な体制の構築、及び有事における即応体制の強化**が必要
- 国内外の人々が活発に往来するゲートウェイ都市として新興感染症の発生リスクに備え、県、医療機関、市医師会、検疫所や国立感染症研究所など、**関係機関・団体との業務連携の強化**が必要

(3) 改正感染症法等において国が示した考え

- 今後の新興感染症発生などの健康危機に対応可能な体制の構築に向け、有事における人員体制の確保やマネジメント体制の強化、人材育成など**平時のうちから計画的に保健所体制を整備**しておくことが必要

(4) 改正感染症法等によって、自治体が求められている取組み

令和5年度

「感染症予防のための施策の実施に関する計画」（予防計画）の策定

令和6年度以降

予防計画に基づく研修・訓練の実施、関係機関・団体等との連携強化
実施状況を踏まえ、適宜、計画を見直し実効性を担保

考え方1

7区にある保健所を「福岡市保健所」に再編し、広域的・専門的機能を強化

- 区を超える広域的な対応、医師による専門的判断が必要な**感染症に係る施策の企画・決定から各業務の実施までを一体的に行う体制**を整備
- 健康危機事案発生時の業務統括、区役所への支援等を、**市保健所による一元的な指揮命令系統の下で行う体制**を整備
- 行政処分を伴う精神保健福祉・食品衛生に係る業務の実施体制を強化

考え方2

7区保健福祉センターでの市民への保健・福祉サービス機能は維持・充実

- これまでと同様、**7区で、市民への保健・福祉サービスを提供**
- 相談対応、家庭訪問、虐待対応など**対人支援業務を充実**

2.保健業務の再編イメージ

令和5年度			令和6年度（R6.7.1～）		
組織	場所	主な業務	組織	場所	主な業務
7区保健所（保健福祉センター）	各区役所	感染症 ・感染症への対応（調査、検査等） ・HIV、性感染症の検査 ・相談対応、啓発 ・予防接種等に関する受付事務 精神保健福祉 ・相談対応 ・措置診察、医療保護入院 ・精神保健福祉手帳、 通院医療費に関する受付・交付 結核 ・患者発生時の対応 （接触者健診・管理検診） ・結核住民健診 難病 ・相談会、講演会の開催 ・医療費助成の受付 ・療養についての相談対応・訪問指導 環境衛生 ・関係法令に基づく施設の許認可 ・施設の監視・指導 食品衛生 ・関係法令に基づく施設の許可 ・施設の監視・指導、食中毒調査 ・食品・バザーに関する相談対応 医事・薬事 ・医療機関・薬局の 相談対応、届出受付、指導、立入 地域保健福祉 ・保健・福祉に関する相談対応、家庭訪問 ・健康教育、健康相談、 その他地域の健康づくり ・地域包括ケアに関すること ・高齢者の権利擁護 母子保健 ・相談対応、家庭訪問 ・乳幼児健康診査	福岡市保健所（保健医療局）	あいれふ	感染症 ・感染症への対応（調査、検査等） 精神保健福祉 ・相談対応 ※継続的な対応を要するもの ・措置診察、医療保護入院
		感染症 ・HIV、性感染症の検査 結核 ・患者発生時の対応 （接触者健診・管理検診） ・結核住民健診 難病 ・相談会、講演会の開催 環境衛生 ・関係法令に基づく施設の許認可 ・施設の監視・指導 食品衛生 ・関係法令に基づく施設の許可 ・施設の監視・指導、食中毒調査 ・食品・バザーに関する相談対応 医事・薬事 ・医療機関・薬局の 相談対応、届出受付、指導、立入			
		各区役所		感染症 ・相談対応、啓発 ・予防接種等に関する受付事務 精神保健福祉 ・相談対応 ・精神保健福祉手帳、 通院医療費に関する受付・交付 難病 ・医療費助成の受付 ・療養についての相談対応・訪問指導 地域保健福祉 ・保健・福祉に関する相談対応、家庭訪問 ・健康教育、健康相談、 その他地域の健康づくり ・地域包括ケアに関すること ・高齢者の権利擁護 母子保健 ・相談対応、家庭訪問 ・乳幼児健康診査	

3.保健所運営協議会の運営

◎地域保健法に基づき再編後の福岡市保健所に「福岡市保健所運営協議会」を設置

区単位で設置している7つの保健所運営協議会を、福岡市保健所の設置（1保健所体制への移行）に合わせ、地域保健法に基づき「**福岡市保健所運営協議会**」に再編

保健所再編による強化ポイントと人員体制

機能の強化ポイント	組織の強化ポイント及び整備概要	
健康危機管理機能を強化	A	健康危機管理を含めた保健所運営を担う「統括部門」を新設 健康危機管理部及び健康危機管理課（1部1課 22人体制）
広域的・専門的機能を強化	B	感染症チームを編成 感染症の予防や対策に関する企画・調整から、施設などへの助言・研修や感染症発生時の対応等までの一体的実施体制を整備 感染症対策部及び感染症対策課、結核対策課（1部2課 23人体制）
	C	精神保健チームを編成 精神保健福祉法に基づく措置診察業務体制の強化、精神障がい者の地域生活への移行や地域への定着に向けた支援の充実を図る体制を整備 精神保健・難病対策部及び精神保健・難病対策課（1部1課 23人体制）
	D	衛生業務体制の再編 医事・薬事、食品衛生、環境衛生に関する企画・調整から、相談や監視・指導等までの一体的実施体制を整備 地域衛生部及び医薬務・衛生推進課、食品安全推進課、各区を管轄する7衛生課（1部9課 107人体制）

令和5年度（R5.4.1時点）	計 401人	令和6年度（R6.7.1予定）	計 411人
保健医療局 29 保健所業務※に関する企画・調整機能 健康医療部 - 地域医療課 4 - 保健予防課 15 生活衛生部 - 生活衛生課 3 - 食品安全推進課 7 ※ 主な保健所業務 ・医事、薬事に関すること（地域医療課） ・感染症、結核、精神保健福祉、難病等に関すること（保健予防課） ・環境衛生に関すること（生活衛生課） ・食品衛生に関すること（食品安全推進課） 区役所（7） 保健福祉センター（7） 保健所長（7） 372 健康課（7） 139 地域保健福祉課（7） 136 衛生課（7） 90 広域的・専門的機能 市民への保健サービス機能		保健医療局 保健所 176 保健所業務に関する企画・調整機能 健康危機管理部 22 健康危機管理課 21 感染症対策部 23 感染症対策課 13 結核対策課 9 精神保健・難病対策部 23 精神保健・難病対策課 22 地域衛生部 107 医薬務・衛生推進課 9 食品安全推進課 7 東～西衛生課（7） 90 ※各区役所庁舎に配置 区役所（7） 保健福祉センター（7） 健康課（7） 96 地域保健福祉課（7） 139 235 市民への保健サービス機能	
※ 組織名に付した数値(7)は、区役所全体の組織数			